

# 年金 あれこれ

## 20歳になつたら国民年金 あなたの人生を大きくサポート

新成人の皆さん、成人おめでとうございます。20歳になつたら大人の仲間入りです。国民年金にも加入します。加入の手続きは、町民課で行います。

### ●国民年金のここがポイント

#### ・年金額は物価の変動を反映します

現在の貨幣価値は、これから長い将来変わらないとは言いません。物価の上昇によって今の貨幣価値が目減りする可能性もあります。公的年金は、物価の変動に合わせて年金額が決定されます。

#### ・障害基礎年金や遺族基礎年金もあります

公的年金の保障は老後だけではありません。加入中に事故や病気で障害が残った場合は、障害基礎年金が支給され、死亡した場合は、その遺族に遺族基礎年金が支給される制度もあります。

### ●国民年金保険料の納付

平成21年度の国民年金保険料は、月額14,660円です。納付方法は、納付書、口座振替、クレジットカードの他、インターネットから納付もできます。また、前もって保険料を納める前納制度をご利用いただくと保険料が割引され、大変お得です。

### ●国民年金保険料の免除制度

学生の方や収入がなく保険料を納められない方のために、特例制度や免除制度があります。

#### ・学生納付特例

学生で、本人の所得が一定額以下の方は、申請が認められると在学期間中の保険料を後払いできます。

#### ・申請免除

20歳以上60歳未満の方で、本人・配偶者および世帯主の所得が一定額以下の方は、申請が認められると保険料が免除されます。免除額は所得に応じて段階的に設定します。

#### ・若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の方は、申請が認められると保険料を後払いできます。

皆さんと年金は一生の付き合いになります。  
納められないときはそのままにせず、まずはご相談ください。

## 「日本年金機構」が 1月1日よりスタート

社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートしました。

○国民の皆さんの信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は、組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わりました。

公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。詳しくは、本誌平成21年11月号をご覧ください。

\*熊谷年金事務所・町民課にお問い合わせの際は、年金番号、住所、氏名、生年月日を確認させていただきます。また、問い合わせが多く、電話がつながりにくいこともありますので、あらかじめ、ご了承ください。

問い合わせ／国民年金電話相談センター（☎525・1844）、熊谷年金事務所（☎522・5158）、または町民課（☎581・2121内線108・109）へ。



問い合わせ／大里福祉保健総合センター  
事務、福祉施設整備事務など

福祉に関する主要な事務／生活保護事務、  
母子寡婦福祉事務、介護保険法施行  
事務、  
市前原1-8-12で行います。

県では、現行10カ所の福祉保健総合センターを再編し、4月1日から福祉の機能を担う4つの福祉事務所を設置します。このため、現在大里福祉保健総合センターで実施している福祉に関する事務は、4月1日から北部福祉事務所（現在の児玉福祉保健総合センター、本庄

### 設置に関するお知らせ

埼玉県北部  
福祉事務所の

# 新型インフルエンザワクチン 接種費用負担軽減事業について

町では、次の要件に該当する町民の方に対して、新型インフルエンザワクチンの接種費用を助成します。対象となる方は、必要書類を医療機関へ提示してください。町と契約をしている医療機関であれば窓口の支払いなしで助成が受けられます。

助成対象者	必要な書類	助成内容
①国の方針による助成	生活保護世帯に属する方	生活保護受給証
	市町村民税非課税世帯に属する方	市町村民税非課税世帯員であることを証明する証明書（税務課で無料発行） ※平成21年1月2日以降に寄居町に転入された方は、転入前の市町村で交付を受けてください。
②町独自の助成	上記以外の方で、優先接種対象者に該当する方	町民であることが確認できる書類 ※優先接種対象者であることの確認に必要な書類で、確認できれば不要です。 1回目の接種費用3,600円

●上記以外の方は全額自己負担となります。3月31日までの接種が助成対象です。

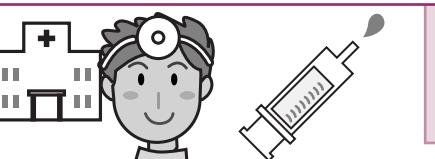
\*1 優先接種対象者とは、医療従事者、妊婦、基礎疾患有する者、幼児、小学1年生～3年生、1歳未満児の保護者。  
\*2 その他の接種対象者とは、小学4年生～6年生、中学生、高校生、65歳以上の方。

#### 国の方針による助成の対象となる方が

埼玉県内の医療機関で接種する場合

#### 町独自の助成の対象となる方が

寄居町・深谷市にある医療機関で接種する場合



医療機関窓口で必要な書類を提示し、「寄居町新型インフルエンザワクチン接種費用代理受領委任状」を記入してください。

#### 助成の対象となる方が契約医療機関以外で接種する場合

またはすでに医療機関に接種費用を支払い済みの場合



以下の必要書類を添えて、保健福祉総合センターまたは健康福祉課へ補助金の交付申請をしてください。申請期限は4月30日（金）です。

- ・新型インフルエンザ予防接種済証の写し、または新型インフルエンザ予防接種の記録のある母子健康手帳の写し
- ・「交付申請書」（保健福祉総合センター、健康福祉課に用意してあります）
- ・予防接種費用の領収書
- ・接種対象者（保護者）の振込口座の通帳の写し
- ・生活保護受給証、または市町村民税非課税世帯員であることの証明書（該当する方のみ）

#### ～最新のインフルエンザ情報～

##### ・中学生が接種する場合は

16歳未満のお子さんが予防接種を受ける場合、保護者が同伴することとなっていますが、今回の予防接種では、中学生に相当する年齢の方が接種を受ける場合、保護者の同意書があれば同伴がなくとも接種が可能となっています。この同意書は、保健福祉総合センター、および健康福祉課窓口に用意してあります。

##### ・深谷市・大里都市医師会による集団接種

医師会では多くの人に接種をしていただけるよう集団方式の接種を12月より実施しています。1月29日（金）は保健福祉総合センターが会場となります。申し込みは専用ダイヤル「☎048・570・6666」へ（接種を受けた日）の前週、平日午前10時～午後3時）。

##### ・接種にあたってのお願い

町の公式ホームページ（http://www.town.yorii.saitama.jp/）では予防接種に必要な書類をダウンロードできます。医療機関窓口での混雑を緩和するために、必要書類をダウンロードし、あらかじめ記入しておくことで協力ください。※接種スケジュールは状況により変更される可能性があります。最新情報はホームページまたは問い合わせ先で確認してください。

問い合わせ／保健福祉総合センター（☎581・8500）へ。